（地域競争力強化支援室及び観光地経営推進官）

第五条　観光地域振興課に、地域競争力強化支援室及び観光地経営推進官一人を置く。

2　地域競争力強化支援室は、観光地及び観光施設の改善並びに地域の振興に資する観光の振興に関する事務のうち、地域の競争力を強化するための国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に資する取組みに対する支援に関する事務（観光地経営推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　観光地経営推進官は、観光地及び観光施設の経営に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

○国土交通省令第四十二号

タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第四十三条第四項の規定に基づき、タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部を改正する省令

タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
（地域競争力強化支援室）		
第五条　観光地域振興課に、地域競争力強化支援室を置く。		
2　地域競争力強化支援室は、観光地及び観光施設の改善並びに地域の振興に資する観光の振興に関する事務のうち、地域の競争力を強化するための国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に資する取組みに対する支援に関する事務（観光地経営推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。		
3　（略）		
（新設）		
附　則		
この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。		

改正前		
（登録事項の変更等の届出）		
第五条　（略）		
2　前項の届出書を提出する場合には、次の表の上欄に掲げる届出をすべき場合の区分に従い、同表の中欄に掲げる書面を、同表の下欄に定めるところにより、添付し、又は提示しなければならない。		
届出をすべき場合	書面	添付又は提示の別
一～三　（略）	（略）	（略）
四　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項又は第百三条の二第一項の規定に基づき運転免許の効力が停止されたことにより法第七条第一項第一号に該当することとなったとき。	運転免許停止処分通知書又は仮停止処分通知書	提示
（登録の効力の停止）		
第九条　法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める事由は、道路交通法第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項又は第百三条の二第一項の規定に基づき、登録運転者の運転免許の効力が四十日未満の期間を定めて停止されたこととする。		

改正後		
（登録事項の変更等の届出）		
第五条　（略）		
2　前項の届出書を提出する場合には、次の表の上欄に掲げる届出をすべき場合の区分に従い、同表の中欄に掲げる書面を、同表の下欄に定めるところにより、添付し、又は提示しなければならない。		
届出をすべき場合	書面	添付又は提示の別
一～三　（略）	（略）	（略）
四　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十条第四項、第百三条第二項若しくは第四項又は第百三条の二第一項の規定に基づき運転免許の効力が停止されたことにより法第七条第一項第一号に該当することとなったとき。	運転免許停止処分通知書又は仮停止処分通知書	提示
（登録の効力の停止）		
第九条　法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める事由は、道路交通法第九十条第四項、第百三条第二項若しくは第四項又は第百三条の二第一項の規定に基づき、登録運転者の運転免許の効力が四十日未満の期間を定めて停止されたこととする。		